

水郡線全線開通 90 周年を契機とした水郡線沿線地域活性化支援事業補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 水郡線全線開通 90 周年を契機とした水郡線沿線地域活性化支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、水郡線全線開通 90 周年を契機としてテーマに沿って実施する企画を支援し、地域一丸となった継続的な利用促進、水郡線沿線の新たな魅力の発信により、沿線の観光業界、交通業界が持続的な発展を図る。

(交付の対象)

第 3 条 交付の対象となる事業は、別に定める「水郡線全線開通 90 周年を契機とした水郡線沿線地域活性化支援事業募集要領」に基づく補助対象事業の企画提案募集に応募し、知事から補助対象事業として認定を受けた事業とする。

(補助金交付対象者)

第 4 条 補助事業者は、前条の規定による補助対象事業を実施する者とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第 5 条 補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 天災地変その他補助事業者の責めに帰さない理由により、補助事業の全部又は一部が中止となった場合は、補助事業者において支出済みの経費のうち、知事が必要と認める経費については、補助対象経費とすることができる。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助事業者は、補助金交付申請書（様式 1）に次の書類を添えて、事業開始前までに知事に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式 2）
- (2) 誓約書（様式 3）
- (3) 収支予算書（様式 4）
- (4) 企画提案書（任意様式）

2 当該補助金に係る消費税等仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかでない場合については、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、規則第5条の規定により、補助金の交付決定をしたときは、補助金交付決定通知書（様式5）を交付対象者に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定に当たり、必要な条件等を付することができる。

（概算払）

第8条 知事は、補助事業の円滑な遂行上必要と認める場合には、補助金交付決定額の90パーセント以内の額を概算払いとして交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式6）を知事に提出するものとする。

（補助金の申請取下げ）

第9条 補助事業者は、第7条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知受領の日から10日を経過する日までに当該申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る決定は、なかったものとみなす。

（申請内容の変更）

第10条 補助事業者は、交付決定後に、次に掲げる事由により申請の内容を変更しようとするときは、事業計画変更申請書（様式7）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

（1）補助目的に変更をもたらす、事業の実施内容の変更

（2）補助対象経費の30パーセントを超える増減

2 変更申請書に添付する書類については、次のとおりとする。

（1）収支予算書（様式4）

（2）その他知事が必要と認める書類

3 知事は、第1項の事業計画変更申請書が提出されたときは、承認の可否を決定し、その旨を事業計画変更承認通知書（様式8）により事業者に通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第11条 補助事業者は、補助事業に関する経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支を明確にしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

3 補助事業者は、自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者であってはならない。

（1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

（3）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

（4）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目

的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 補助事業者は、前項に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(事業の中止、廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止するときは、あらかじめその理由を記載した書面を知事に提出し、承認を得なければならない。

(完了報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに、完了報告書(様式9)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 実績報告書(様式10)

(2) 収支決算書(様式11)

2 第8条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の完了報告書を提出する際に概算払精算書及び概算払精算内訳書(茨城県財務規則第274条の規定に基づく帳票の様式(平成5年茨城県告示第404号)様式第102号、103号)を併せて提出しなければならない。

3 第6条第2項のただし書きにより申請をした者は、第1項の実績報告書を提出する際に当該補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第6条第2項のただし書きにより申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税等仕入控除税額報告書(様式12)により速やかに報告し、県の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 知事は、前条の完了報告書が提出されたときは、速やかに申請内容と適合するものであるかどうかを検査し、適合していることを確認した場合には、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式13)により通知するものとする。

(補助金の支払)

第15条 補助金は、前条の規定により補助金額を確定した後、速やかに支払うものとする。

2 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときには、補助金交付請求書(様式14)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第 16 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、期限を定めて、補助金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 交付決定と異なる事業内容であったとき
- (2) 交付決定の要件や条件に違反したとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (4) 事業の施行が不相当と認められるとき
- (5) 事業を完了することが困難と認められるとき
- (6) この要綱及び法令等の規定に違反したとき

(財産の管理等)

第 17 条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、効果的に運用しなければならない。

(財産処分の制限)

第 18 条 規則第 20 条第 3 号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械、器具その他の財産とする。

2 規則第 20 条ただし書の規定により知事が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化令」という。）

第 14 条第 1 項第 2 号の規定により総務大臣、国土交通大臣が別に定める期間とする。

3 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(証拠書類の保存等)

第 19 条 補助対象事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分を完了する日又は適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により総務大臣、国土交通大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存しておかなければならない。

(状況報告等)

第 20 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して事業遂行状況の報告を求め、又は調査を行うことができる。

2 補助事業者は、前項に規定する報告の求め又は調査に対して協力しなければならない。

(雑則)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費		補助金額
経費区分	内容	
事業費	謝金、報償費、旅費、人件費（臨時職員等の雇用に係る賃金等）、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費等）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料等）、原材料費、委託料、使用料、賃借料、工事請負費、備品購入費、その他知事が認める経費	左記の補助対象経費のうち、知事が事業の実施に必要と認めた額とする。 (補助率：10/10)
一般管理費	補助対象経費の10%以下	

※1 補助対象事業の実施に伴う収入があった場合は、補助対象経費から収入額を控除した額と、交付決定額のいずれか低い額を補助金の額とする。

※2 補助対象外となる経費の例

- ・本事業の直接関係のない経費
- ・補助金交付決定前に生じた経費
- ・事業者における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等）
- ・本事業における資金調達に必要となった利子
- ・国又は県から当該補助金以外の補助金等が充当されている経費もしくは充当される予定の経費 等

※3 補助金額に千円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てる。

様式 1 (第 6 条関係)

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 所在地
名 称
代表者

**水郡線全線開通 90 周年を契機とした水郡線沿線地域活性化支援事業補助金
交付申請書**

水郡線全線開通 90 周年を契機とした水郡線沿線地域活性化支援事業補助金交付要綱
第 6 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金の額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 誓約書
- (3) 収支予算書
- (4) 企画提案書

事業計画書

1 実施体制

(1) 実施主体

名	称	
代	表	者
名		
所	在	地

- 備考 1 法人等の概要を説明する資料及び法人にあつては、定款及び法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を添付してください。
 2 税の滞納がないことを証明する書類を添付してください。

(2) 連携する団体等

名	称	
代	表	者
名		
所	在	地

- 備考 1 法人等の概要を説明する資料を添付してください。

2 事業の概要

事	業	名	
テ	ー	マ	
実	施	場	所
事	業	の	目
目	的		
事	業	内	容
期	待	さ	れ
る	効	果	
事	業	期	間
総	事	業	費
		円（内補助対象経費	円）

- 備考 総事業費とは、当該事業に係る全ての経費を含めた総額のことであり、「3 事業費の積算」の合計に一致する。

3 事業費の積算（単位：円）

項目	内訳	数量	単位	単価	金額	左記の内 対象経費		備考
合計								
						補助対象 経費		

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
名 称
代表者

誓 約 書

水郡線全線開通 90 周年を契機とした水郡線沿線地域活性化支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、補助金の交付申請を行うにあたって、関係法令の規定を遵守すること、また適正に事業を実施することを誓約いたします。

また、当該申請を行った日以降に、法令違反が発生又は発見された場合には、速やかに報告し、是正措置を講じることを約します。

なお、適正な是正措置が相応の期間内に講じられない場合、また、法令違反の事実を知らずながら当誓約書を提出したと認められた場合には、水郡線全線開通 90 周年を契機とした水郡線沿線地域活性化支援事業補助金交付要綱第 16 条等の規定により、補助金の交付決定及びこれに係る支援措置の取消がなされることに同意します。

連絡先担当者 所 属
役職名
氏 名
電 話
F A X
e-mail

様式4（第6条関係）

収 支 予 算 書

1 収入（単位：円）

科 目	予算額	摘要（積算根拠等）
合 計		

2 支出（単位：円）

科 目	予算額	摘要（積算根拠等）
合 計		

申請事業者名
代表者職氏名 殿

茨城県知事

水郡線全線開通 90 周年を契機とした水郡線沿線地域活性化支援事業補助金
交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました「水郡線全線開通 90 周年を契機とした水郡線沿線地域活性化支援事業補助金」の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項及び水郡線全線開通 90 周年を契機とした水郡線沿線地域活性化支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 7 条第 1 項の規定により決定したので通知します。

1 補助金額 金 _____ 円

2 補助条件

- (1) 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）及びその内容並びに補助事業に要する経費の配分は、令和 年 月 日付けで申請のあった水郡線全線開通 90 周年を契機とした水郡線沿線地域活性化支援事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- (2) 補助事業者は、規則及び要綱の規定を遵守しなければならない。

3 交付日は取り下げ可能期間経過後とする。

（その他、知事が必要と認めた場合は、条件を付することができる）

【問合せ先】

茨城県政策企画部
交通政策課
電話 (029) 301-2606

茨城県知事 殿

申請者 所在地
名称
代表者水郡線全線開通 90 周年を契機とした水郡線沿線地域活性化支援事業補助金
概算払請求書

令和 年 月 日付け交政第 号で交付決定のあった水郡線全線開通 90 周年を契機とした水郡線沿線地域活性化支援事業補助金について、水郡線全線開通 90 周年を契機とした水郡線沿線地域活性化支援事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり概算払を請求します。

記

1 概算払請求額 金 円

総事業費	補助金			
	交付決定額	既交付額	今回請求額	未交付額

- (添付書類) ①概算払を必要とする理由及び請求額の積算基礎を証明する書類
②その他知事が必要と認める書類

2 振込先金融機関

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

茨城県知事 殿

申請者 所在地
名 称
代表者

水郡線全線開通 90 周年を契機とした水郡線沿線地域活性化支援事業計画変更申請書

水郡線全線開通 90 周年を契機とした水郡線沿線地域活性化支援事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、交付決定を受けた事業について、次のとおり変更したいので、承認願います。

- 1 事業の名称
- 2 実施場所
- 3 交付申請書提出日
- 4 交付決定日
- 5 事業計画の変更内容及び理由
- 6 事業計画変更日

連絡先担当者 所 属
役職名
氏 名
電 話
F A X
e-mail

備考 事業計画の変更内容及び理由については、事業計画書（様式 2）に準じて、変更前と変更後を対照できるように記入してください。

様式 8 (第 10 条関係)

交 政 第 号
令 和 年 月 日

申請事業者名
代表者職氏名 殿

茨城県知事

**水郡線全線開通 90 周年を契機とした水郡線沿線地域活性化支援事業計画
変更承認通知書**

令和 年 月 日付けで変更申請のあった水郡線全線開通 90 周年を契機とした水郡線沿線地域活性化支援事業補助金に係る事業について、申請のとおり承認したので通知します。

茨城県知事 殿

申請者 所在地
名称
代表者

水郡線全線開通 90 周年を契機とした水郡線沿線地域活性化支援事業完了報告書

令和 年 月 日付け交政第 号において交付決定された補助事業が完了したので、水郡線全線開通 90 周年を契機とした水郡線沿線地域活性化支援事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、実績報告書 (様式 10) 及び収支決算書 (様式 11) を添えて報告します。

交 付 決 定 年 月 日	年 月 日
事 業 の 名 称	
実 施 場 所	
総 事 業 費	円
うち補助対象事業費	円

連絡先担当者 所 属
役職名
氏 名
電 話
F A X
e-mail

実 績 報 告 書

1 実施体制

(1) 実施主体

名 称	
代 表 者 名	
所 在 地	

(2) 連携する団体等

名 称	
代 表 者 名	
所 在 地	

2 事業の概要

事 業 名	
テ ー マ	
実 施 場 所	
事 業 の 目 的	
事 業 内 容	
期待される効果	
事 業 期 間	
総 事 業 費	円（うち補助対象経費 円）

備考 総事業費とは、当該事業に係る全ての経費を含めた総額のことであり、「3 事業費の積算」の合計に一致する。

実施に際して作成した PR 媒体や実施の様様（写真・動画等）がわかる資料がありましたら、別途添付願います。

3 事業費の積算（単位：円）

項目	内訳	数量	単位	単価	金額	左記の内 対象経費	備考
合計							
					補助対象 経費		（上限） 交付決定額

4 水郡線の利用促進及び地域経済への波及に関する事項

（1）水郡線の利用促進に関する事項

（2）水郡線沿線の観光地、駅周辺の飲食店等に対する波及に関する事項

（3）事業実施に伴う沿線市町及び地元業者との連携に関する事項

5 事業実施も将来にわたりその効果を期待できる事項

--

6 その他特記事項

--

備考 参加人数、メディア掲載等、事業実績が客観的にわかる事項を記入してください。

※ 上記内容が含まれていれば、任意様式で実績報告書を提出いただいても構いません。

収 支 決 算 書

1 収入 (単位 : 円)

科 目	決算額	摘要 (積算根拠等)
合 計		

2 支出 (単位 : 円)

科 目	決算額	摘要 (積算根拠等)
合 計		

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

報告者 所在地
名称
代表者

水郡線全線開通 90 周年を契機とした水郡線沿線地域活性化支援事業補助金に係る
消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け交政第 号で交付決定を受けた水郡線全線開通 90 周年を契
機とした水郡線沿線地域活性化支援事業補助金について、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|--|-----------|
| 1 | 令和 年 月 日付け交政第 号による額の確定通知額 | 金 _____ 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した補助金に係る消費税仕入控除
税額 | 金 _____ 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係
る消費税等仕入控除税額 | 金 _____ 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（「記 3」－「記 2」） | 金 _____ 円 |
| 5 | 添付書類
参考となる書類（消費税等に係る仕入控除税額の積算内訳等） | |

交 政 第 号
令和 年 月 日

申請事業者名
代表者職氏名 殿

茨城県知事

**水郡線全線開通 90 周年を契機とした水郡線沿線地域活性化支援事業補助金
額確定通知書**

令和 年 月 日付けで報告のあった「水郡線全線開通 90 周年を契機とした水郡線沿線地域活性化支援事業」については、水郡線全線開通 90 周年を契機とした水郡線沿線地域活性化支援事業補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金の確定額 金 _____ 円

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 所在地
名 称
代表者

水郡線全線開通 90 周年を契機とした水郡線沿線地域活性化支援事業補助金支払請求書

令和 年 月 日付け交政第 号で額の確定通知があった水郡線全線開通 90 周年を契機とした水郡線沿線地域活性化支援事業補助金について、交付要綱第 15 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 支払請求額 金 _____ 円

2 振込先金融機関

金融機関名	
本支店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	